



そのマナー

みんなに見せても

大丈夫？

① 受動喫煙防止のために、基本ルールを守りましょう。

- 設置された喫煙場所以外の屋内はすべて禁煙エリアです。
- 禁煙エリアでは、加熱式たばこの使用も禁止となります。
- 市町村条例により罰則が適用される場合もあります。
- 屋外や路上でも、望まない受動喫煙を生じさせないよう喫煙場所設置への配慮が必要です。

② 大会（練習）等においてはスポーツ団体として対応してください。

- 喫煙場所の事前確認をお願いします。
- 大会（練習）中の注意喚起をお願いします。

みなさんで作らしましょう みんなが活動しやすい環境を！

公益財団法人宮崎県スポーツ協会 倫理・コンプライアンス委員会